

■ 家庭問題情報センター（FPIC）の後見事業

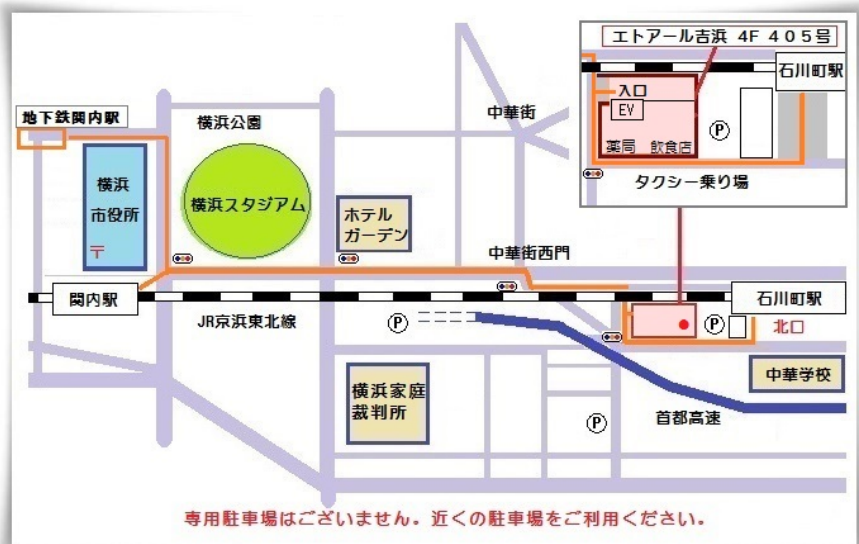
FPIC（えふびっく）は、家庭・家族紛争の調整などに長年たずさわってきた元家庭裁判所調査官が中心となって、平成5年に設立された民間団体で、弁護士の他、家庭・家族問題に専門的な知識や豊富な実務経験を持つ会員が、健全な家族関係の実現を支援するための活動を行っています。平成23年から公益社団法人となっています。

FPICの後見事業は、判断能力が十分でない方や身寄りがなく将来に不安を感じている方のためにご相談に応じるほか、このパンフレットで紹介する活動を行っています。法人としてお引受けしますので、複数の担当者が責任を持って長期にわたる支援をいたします。

ご相談を希望される方は、まずお電話で予約してください。

■ 横浜ファミリー相談室へのアクセス

- JR「石川町駅北口」下車 改札口を右折 徒歩2分
- JR「関内駅南口」下車 横浜スタジアム前を経由して 徒歩10分
- 横浜市営地下鉄「関内駅」下車 横浜スタジアム前を経由して 徒歩15分



老後を安心して生きるために

後見制度利用のご案内

家庭問題情報センター（FPIC）は、判断能力の十分でない人や、その家族の福祉と利益を守るために、また、身寄りのない人が安心して暮らせるように、家庭・家族問題の専門家が親身になってお手伝いします。



公益社団法人 家庭問題情報センター
横浜ファミリー相談室

〒231-0024

横浜市中区吉浜町1番地9 エトアール吉浜405号

電話 045-226-3656 受付 月～金(平日) 10:00～16:30

ホームページ <http://fpciyokohama.web.fc2.com/index.html>

FPICがお手伝いできること

ご本人の心身の状況やご希望により、「任意後見契約」や次のような契約ができます。FPICは法人としてお引受けします。

見守り

担当者がご本人と電話、メール、面接等により定期的に連絡を取り、心身の状況をしっかりと見守ります。さらに、ご本人の要請により、又は担当者の判断で緊急に訪問したり、医療機関、行政機関等への対応を行ったりします。

財産関係書類のお預かり

ご本人の判断能力に問題がなくても、財産関係など重要書類の保管が困難になった場合に備えて、金融関係の通帳やカードをお預かりして日常の生活費をお届けしたり、公共料金、施設費、医療費等の支払いを代行したりします。これらの職務を行うときは、保管書類目録及び預り証等を作成し、収支状況を定期的にご本人にご報告します。



亡くなられた後のこと

FPICは後見人の職務として死後事務を行うほか、ご依頼により、関係者への連絡等を行い、必要な支払い（公共料金、施設費、医療費等）、遺品整理及び行政機関等への届出等のお手伝いをすることができます。

電話 045-226-3656 受付 月～金(平日) 10:00～16:30

成年後見制度の利用

ご本人の判断能力が衰えているか、又は将来の衰えた場合に備えて、成年後見制度を利用することができます。

法定後見制度

家庭裁判所は、親族等の申立てによりご本人の判断能力に応じて成年後見、保佐又は補助開始の審判を行い、それぞれ成年後見人、保佐人又は補助人を選任します。FPICは法人として成年後見人等を受任し、身上監護（支援）と財産管理を行います。

FPICの見守りの過程でご本人の判断能力に問題が生じたと思われるときは、担当者はご本人やご親族に成年後見制度の利用を進言し、申立て手続のご相談に応じます。

任意後見制度 **ご本人のニーズによりFPICと契約します**

ご本人の判断能力が衰えた場合に備えて、公正証書により任意後見契約を結んでおく制度です。誰に後見人になってもらうか、どのような援助をしてもらうか、あらかじめご本人が任意後見受任者を決めておくことができます。

FPICは法人として任意後見受任者をお引受けし、ご本人の判断能力が衰えた場合は任意後見監督人選任の申立てを行い、選任の審判があればFPICが任意後見人として職務を開始します。

未成年後見制度

未成年者の親権者が亡くなったり、面倒を見られなくなったりした場合には、親族等からの申立てにより、家庭裁判所が未成年後見人を選任します。

FPICは法人として未成年後見人を受任し、未成年者の心情や生活状況に十分配慮し、未成年者に残された財産の管理をします。